

素案



誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための
更生支援の方向性

—横浜市再犯防止推進計画—

令和元年 9 月

横 浜 市

目次

第1章 概要.....	1
1 策定にあたって.....	1
(1) 趣旨.....	1
(2) 国や神奈川県の状態.....	2
(3) 位置付け.....	3
(4) 方向性（計画）の期間.....	3
(5) 犯罪をした者等とは.....	4
2 基本方針.....	5
第2章 横浜市における再犯防止を取り巻く状況.....	6
1 犯罪の発生状況.....	6
2 更生保護に関する状況.....	10
3 横浜市保有データ.....	13
4 司法手続きの流れ.....	13
5 国や民間団体の取組（掲載予定）.....	16
第3章 施策の展開.....	20
1 福祉保健医療サービスの活用.....	21
(1) 生活保護、生活困窮者自立支援制度.....	22
(2) 高齢者支援.....	23
(3) 障害者支援.....	24
(4) 薬物依存症者等への支援.....	25
2 住まいの充実.....	26
3 就労の場の確保.....	27
4 普及啓発.....	29
5 非行の防止、修学支援.....	30
6 安全・安心のまちづくり（地域防犯）.....	33
第4章 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の推進.....	34
策定経緯.....	35
1 検討体制.....	35

第1章 概要

第1章 概要

1 策定にあたって

(1) 趣旨

横浜市における刑法犯の認知件数は平成 16 年をピークに減少に転じ、平成 29 年には 20,046 件（ピーク時の 26.8%）となっており、検挙される者の人数も減少傾向にあります。

しかしながら、初犯者と比べて、再犯者の検挙人員は減少幅が小さく、ここ数年、神奈川県で検挙される者の約半数（48.5%〈平成 29 年〉）が再犯者です。司法手続きが終わり地域社会へ戻る際、様々な生きづらさを抱えることなどにより、再び犯罪等を繰り返してしまう者もいます。

横浜市ではこれまでも、市民に身近な行政機関として、市民一人ひとりに寄り添った支援を行っていますが、再犯防止の取組を進めるにあたっては、関係者と連携しながら、犯罪をした者等当事者に寄り添い更生を支援していく必要があります。

このため、助けを必要としながらも孤立した状況にある犯罪をした者等が、自分らしく健やかに暮らすための支援のあり方を明らかにするとともに、市内で活動している民間協力者等への支援や連携を促進し、更生や再犯防止につなげ、犯罪被害に遭う人の減少と、立ち直ろうとする者を受け入れる地域社会の実現を目的に「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性 -横浜市再犯防止推進計画-」（以下、「方向性（計画）」）を策定します。

(2) 国や神奈川県 の状況

全国において刑法犯により検挙された再犯者は、平成 18 年をピークに徐々に減少しているものの、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けています。

このため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は一貫して上昇し続け、平成 28 年には、統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高い 48.7%となりました。

こういったことから、平成 28 年 7 月には犯罪対策閣僚会議において薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた息の長い支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた〈息の長い〉支援につながるネットワーク構築～」を決定しました。

その後、同年 12 月には「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）が施行され、国に「再犯防止推進計画」の策定を義務付けるとともに、都道府県及び市町村に国の「再犯防止推進計画」を勘案して「地方再犯防止推進計画」を策定することの努力義務が課されました。（再犯防止推進法第 8 条第 1 項）

これを踏まえ、国は平成 29 年 12 月に「犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する」ことを目的として「再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

また、神奈川県では平成 31 年 3 月に「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員としてともに生き、支え合う社会づくりを促進する」ため、「神奈川県再犯防止推進計画」を策定しています。

【国や県の状況】

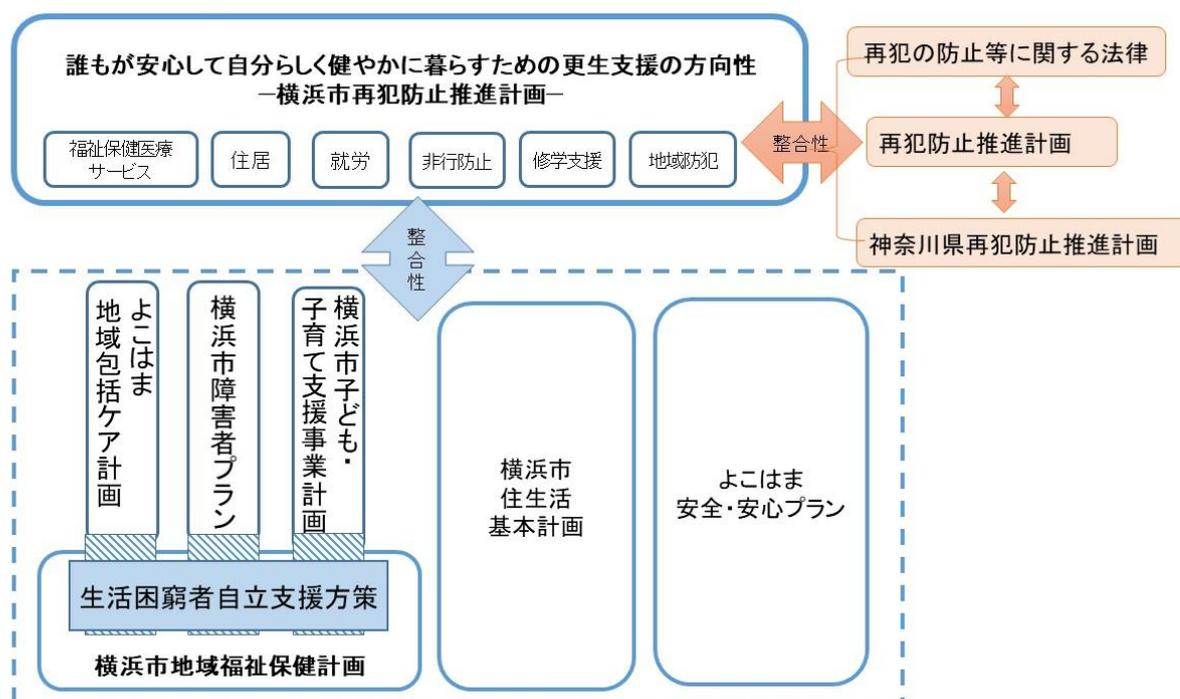
平成 24 年 7 月	「再犯防止に向けた総合対策」閣議決定
平成 26 年 12 月	「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」決定
平成 28 年 7 月	「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」決定
平成 28 年 12 月	「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布・施行
平成 29 年 12 月	「再犯防止推進計画」閣議決定
平成 31 年 3 月	「神奈川県再犯防止推進計画」策定

(3) 位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

なお、横浜市では、「よこはま笑顔プラン（横浜市地域福祉保健計画）」のほか、福祉保健の分野別計画や住宅分野の基本計画である「横浜市住生活基本計画」、地域の防犯力向上のための基本的な考え方や方策、推進体制を示した「よこはま安全・安心プラン」等分野に応じた計画を策定しています。

方向性（計画）では「地域共生社会の実現」を目的とする福祉保健をはじめ、関連する分野別計画との調和のとれたものとして策定しています。



(4) 方向性（計画）の期間

犯罪をした者等に対する横浜市の支援や取組の方向性を示すものとして策定し、再犯防止推進法や国、県計画等の改訂状況などを踏まえ、随時改訂できることとします。

(5) 犯罪をした者等とは

再犯防止推進法において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者と規定されています。犯罪をした者等の中には、犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者が含まれています。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）と規定されています。

犯罪をした者等の全てが矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）に入所することはありません。保護観察官や保護司が更生に向けた指導や支援を行う保護観察についても全員が対象となることはありません。

矯正施設の入所や保護観察が付いていない犯罪をした者等は刑事司法手続きの様々な段階において犯罪をする前と同様の社会生活を送ることとなります。

【刑事司法手続きと地域に戻るイメージ】



資料：検察統計年報(平成29年)

2 基本方針

再犯防止等の取組は、これまで主に刑事司法関係機関により実施されてきました。

しかし、様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立せず立ち直っていくためには、刑事司法関係機関とともに地方自治体、民間協力者等の関係者が一丸となった息の長い支援が必要となります。

このため、横浜市では市民に身近な行政機関として、助けを必要としながらも孤立した状況にある犯罪をした者等を含め、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよう、次のとおり基本方針を設定します。

(1) 関係者との緊密な連携協力

犯罪をした者等には刑事司法手続等を通じて国や司法関係者、民間団体など多くの機関・団体が関わります。

本人の更生を支援するためには関係者相互の連携が重要となることから、関係者間での緊密な連携協力関係を築き、犯罪をした者等が孤立することのない社会の実現に向けた施策を推進していきます。

(2) 切れ目のない支援

刑事司法手続は非常に複雑で、検挙後すぐに地域社会に復帰することがある一方、状況によっては、地域社会に復帰するまでに長い時間がかかることもあります。関係者との連携協力を通じて、犯罪をした者等が刑事司法手続きのいずれの段階で地域社会へ復帰することとなっても、本人の希望を踏まえ切れ目のない支援を受けることができるようにします。

(3) 犯罪被害者等の尊厳への配慮

犯罪をした者等の立ち直りを支援するに際しては、犯罪被害に遭う人を減らすという視点を持ったうえで、「横浜市犯罪被害者等支援条例（平成 30 年 12 月公布）」に基づき、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、被害者等の安全及び心情等に最大限配慮します。

(4) 普及・啓発

犯罪をした者等が立ち直り、円滑な社会復帰を果たすためには、本人の努力だけでなく、周囲の人や地域社会の理解と協力が必要です。

地域社会の理解や協力を進めるために犯罪をした者等への更生支援の必要性について幅広く普及・啓発をしていきます。